

青森県報

第四百九十五号

令和四年
八月八日
(月曜日)

目次

告 示

○道路の区域の変更……………(道路課) ……一

公 告

○大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……二

○建設業者の許可の取消し……………(中 南 地 域 民 局) ……二

○右 同……………(三 八 地 域 民 局) ……三

○右 同……………(県 西 北 地 域 民 局) ……三

○右 同……………(県 上 北 地 域 民 局) ……三

出先機関

○道路の位置の指定……………(県 上 北 地 域 民 局) ……四

監査委員

1	図面 番号	道路 種類の	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別	敷地の 幅員	敷地の 延長	備考
国 道	三四〇号		八戸市大字新荒町二〇の二から 八戸市大字荒町三まで		前 一三・〇〇メートルから 一三・五〇メートルまで 後 一四・二〇メートルから 二二・四〇メートルまで	三七・七〇メートル 三七・七〇メートル		

○監査結果に対する措置の公表……………(事 務 局) ……四

収用委員会

○収用の裁決手続開始の決定……………(監 理 課) ……五

○右 同……………(同) ……八

公営企業

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(病 院 局 管 理 課) ……二

告 示

青森県告示第四百六十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和四年九月七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和四年八月八日

青森県知事 三 村 申 吾

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年八月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグアサヒ黒石バイパス店
黒石市追子野木一丁目五七二の二外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社横浜フアーマシー
弘前市大字末広二丁目二の一〇
代表取締役 大久保勝之
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社横浜フアーマシー
弘前市大字末広二丁目二の一〇
代表取締役 大久保勝之
- 四 変更しようとする事項

大規模小売店舗の設置、営業を行う者の開設、閉店時刻及び閉店時刻に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開設、閉店時刻及び閉店時刻	変更前	変更後	変更年月日
		開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時	開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時	令和 四・八・三

来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時三十分から午後九時三十分まで	午前八時三十分から午後九時三十分まで
----------------------	--------------------	--------------------

五 届出年月日

令和四年七月六日

六 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び黒石市役所

2 期間

令和四年八月八日から同年十二月八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、黒石市役所にあつては、その執務時間内とする。

七 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和四年十二月八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年八月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社佐藤惣建設

二 代表者の氏名 佐藤隆

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字末広二丁目一

四 許可番号 青森県知事許可(般一三)第九八九号

五 取消年月日 令和四年七月十九日

六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しに係る建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和四年七月十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和四年八月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 助川建設株式会社

二 代表者の氏名 助川岩雄

三 主たる営業所の所在地 三戸郡南部町大字下名久井字前田二三の一

四 許可番号 青森県知事許可(特一)第一二五三七号

五 取消年月日 令和四年七月十三日

六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しに係る建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和四年六月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

令和四年八月八日

青森県知事 三 村 申 吾

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

一 商号又は名称 鶴水ボーリング株式会社

二 代表者の氏名 小野貢誠

三 主たる営業所の所在地 北津軽郡鶴田町大字鶴田字小泉三三二九の一

四 許可番号 青森県知事許可(般一二九)第三〇九七号

五 取消年月日 令和四年七月一日

六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しに係る建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和四年七月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

令和四年八月八日

青森県知事 三 村 申 吾

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

一 商号又は名称 六ヶ所エンジニアリング株式会社

二 代表者の氏名 附田妙子

- 三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字尾駱字上尾駱二二の二五八
- 四 許可番号 青森県知事許可(特一)第二一六五〇号
- 五 取消年月日 令和四年七月十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
電気通信工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和四年六月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

出 先 機 関

上北地域県民局告示第六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年八月八日

上北地域県民局長 石 橋 豊

位 置	延 長	幅 員	指 定
十和田市東十五番町二二六の一	五九・六九メートル	六・〇メートル	令和四年七月十一日

監 査 委 員

監査結果に対する措置の公表

令和 4 年 5 月 6 日付け青森県報第455号で公表した監査の結果について、地方自治

法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定に基づき、青森県知事及び青森県教育委員会教育長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和 4 年 8 月 8 日

青森県監査委員 竹 内 均
青森県監査委員 川 嶋 由紀子
青森県監査委員 齊 藤 爾
青森県監査委員 鳴 海 恵一郎

監査箇所名	監査結果	措置の内容
公益財団法人21あおもり産業総合支援センター	令和3年3月31日現在、設備貸与事業及び機械貸与事業未収金が多額で、その解消に努めること。	平成29年度委員監査において、設備貸与事業及び機械類貸与事業未収金について指名されたことを受け、継続的な企業訪問や貸倒処理を進め、未収金の解消に取り組んできた。未収金の結果、令和2年度の未収金は103,996千円と、前年度から41,591千円の減となった。多額の未収金があることから、定期的な企業訪問や電話などにより、定額把握を促すこと等も行った。また、未収金が一層や納付の通知書の送付などにより、四半期毎に実施する。また、企業訪問や企業共済の活用などにより、回収率を向上させること等、必要に応じて活用するほか、協会の経営権回収に努める。計画的な回収権管理し、未回収債権の早期解消に努める。
日本赤十字社青森県支部	事業計画書作成事務及び定期報告書内容確認が十分に行われていたものがあった。	事業計画策定時、定期報告書における施設・設備の維持管理業務の整理、進捗状況の把握をまた、委託業務の進捗状況を

で、適正な事務の執行に努めること。

預り金において、も支払っていない、適正な事務の執行に努めること。

事業計画書の変更の執行に努めること。

年度事業計画書の更新の執行に努めること。

適切に把握するため、事業計画、定期報告内容の精査・情報共有に努めることとした。

適正な事務の執行に努めることとした。

事業計画書の変更の執行に努めることとした。

事業計画書の変更の執行に努めることとした。

収 用 委 員 会

収用の裁決手続開始の決定

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

令和四年八月八日

青森県収用委員会会長

赤 津 重 光

一 起業者の名称

青森県

二 事業の種類

むつ都市計画道路事業一・五・一号むつ横浜線

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

別表1のとおり

四 土地所有者の氏名及び住所

別表2のとおり

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日

令和四年七月二十六日

別表1

土地の所在	地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとし、明渡しを求めた土地の面積 (㎡)
		公簿	現況	公簿	実測	
青森県上北郡横浜町字吹越	361番	畑	原野	3,002	3,002.15	38.46

別表2

番号	氏名	住所
	(亡) 田中 多七 法定相続人	
1	法定持分26,880分の504 戸城 正子	兵庫県明石市藤江1377番地の5
2	法定持分26,880分の504 須郷 敏子	青森県弘前市大字清原二丁目10番地20
3	法定持分26,880分の504 中田 一代	香川県三豊市詫間町詫間5524番地1
4	法定持分26,880分の504 青井 忍	香川県三豊市詫間町詫間5463番地1
5	法定持分26,880分の504 安藤 智	香川県三豊市高瀬町比地中1660番地
6	法定持分26,880分の504 安藤 規	香川県高松市昭和町2丁目10番15号
7	法定持分26,880分の1008 西山 佳子	香川県三豊市詫間町詫間3921番地
8	法定持分26,880分の714 水野 まゆみ	愛知県小牧市大字北外山1962番地56
9	法定持分26,880分の714 西尾 美保	愛知県名古屋市天白区植田本町二丁目120番地 (セントラルヒルズ A棟201号)
10	法定持分26,880分の1428 川村 賢一	北海道旭川市5条通2丁目1677番地の2
11	法定持分26,880分の1428 石神 富美子	北海道枝幸郡中頓別町字中頓別48番地33
12-1	法定持分26,880分の102 内田 節子	岩手県二戸市福岡字川又87番地3
12-2	法定持分26,880分の102 室井 美智子	東京都江東区南砂5丁目15番2号
13	法定持分26,880分の51 上田 弘美	大阪府大阪市住之江区南港東1丁目6番3-310号
14	法定持分26,880分の51 郷之丸 恵子	鹿児島県南さつま市加世田武田2001番地
15	法定持分26,880分の51 星 広行	北海道旭川市東旭川町下兵村425番地の1 グループホーム東旭川
16	法定持分26,880分の51 星 大作	大阪府東大阪市末広町6番1号
17	法定持分26,880分の204 高橋 敏子	北海道旭川市豊岡8条4丁目2番11号 山崎孝泰様方
18	法定持分26,880分の204 星 とき子	不明 ただし、本籍地 北海道旭川市春光二条九丁目364番地
19	法定持分26,880分の102 岩渕 康子	北海道旭川市新富3条2丁目2番14号
20	法定持分26,880分の102 佐藤 美加	北海道旭川市近文町25丁目1162番地の17
21	法定持分26,880分の102 星 喜美代	北海道旭川市春光2条9丁目18番9号
22	法定持分26,880分の51 星 滋	北海道旭川市春光2条9丁目18番9号
23	法定持分26,880分の51 星 学	北海道旭川市末広5条5丁目10番14号 ポポロハイツC-C
24	法定持分26,880分の204 星 勉	北海道旭川市末広7条2丁目1番31号
25	法定持分26,880分の952 大浦 レイ子	富山県南砺市専勝寺137番地
26	法定持分26,880分の952 長内 ヨシ子	青森県むつ市並川町11番50号
27	法定持分26,880分の952 長友 由男	神奈川県横浜市泉区上飯田町1331番地 市営上飯田団地22棟301号

番号	氏 名	住 所
28	法定持分26,880分の952 伊藤 よい子	千葉県千葉市緑区おゆみ野1丁目21番地5 みずよし式番館B棟201号
29	法定持分26,880分の952 田中 由明	東京都練馬区豊玉北3丁目14番2-301号
30	法定持分26,880分の952 田中 明男	千葉県袖ヶ浦市長浦駅前1丁目10番地8 グランドパレス104号
31	法定持分26,880分の2856 加藤 勝博	岩手県釜石市上中島町1丁目2番27号
32	法定持分26,880分の1428 田中 初子	茨城県水戸市笠原町551番地の13
33	法定持分26,880分の714 田中 香奈美	茨城県水戸市河和田3丁目2368番地の7 ガーデンプラトー河和田C棟102号
34	法定持分26,880分の714 藤田 あゆみ	茨城県水戸市河和田町72番地の15
35	法定持分26,880分の2856 田中 笑子	青森県上北郡横浜町字吹越56番地4
36	法定持分26,880分の952 田中 博	青森県上北郡野辺地町字笹館60番地11
37	法定持分26,880分の952 田中 治夫	青森県上北郡横浜町字吹越56番地4
38	法定持分26,880分の952 飯塚 敦子	東京都北区浮間1丁目1番21-206号 クリオレジダンス北赤羽

収用の裁決手続開始の決定

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

令和四年八月八日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

一 起業者の名称

青森県

二 事業の種類

むつ都市計画道路事業一・五・一号むつ横浜線

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

別表1のとおり

四 土地所有者の氏名及び住所

別表2のとおり

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日

令和四年七月二十六日

別表1

土地の所在	地 番	地 目		地 積 (㎡)	収用しようとする土地の面積 (㎡)	
		公簿	現況			
青森県上北郡 糠浜町字豊栄 平	175,番 12	畑	原野	1,093	1,087.49	111.97

別表2

番号	氏 名	住 所
1	持分11分の1 (亡) 舘 善一 法定相続人	
1-1	持分33分の1 舘 美智子	青森県むつ市大字奥内字姥沢4番地2
1-2	持分33分の1 舘 昇	青森県むつ市大字奥内字姥沢4番地2
1-3	持分33分の1 藤城 和子	神奈川県川崎市麻生区向原3丁目8番20号 ホワイトアゼリア D-102
2	持分 11分の1 十文字 京子	青森県上北郡六ヶ所村大字鷹架字千樽3番地102
3	持分 11分の1 (亡) 松山 イツ 法定相続人	
3-1	松山 恵子	青森県青森市浜館2丁目5番地14 サウザンドリーフ B-101
4	持分 11分の1 (亡) 鹿内 フミ 法定相続人	
4-1	持分88分の4 鹿内 一一	青森県青森市大字四ツ石字里見89番地
4-2	持分88分の1 後藤 弘美	埼玉県吉川市中央二丁目48番地5 エクメーネ吉川303
4-3	持分88分の1 佐藤 紀子	青森県青森市南佃1丁目7番6号
4-4	持分88分の1 鹿内 一大	埼玉県富士見市関沢2丁目4番20号
4-5	持分88分の1 鹿内 文武	宮城県仙台市太白区緑ヶ丘1丁目16番5号
5	持分 11分の1 舘 勝美	青森県上北郡野辺地町字田名部道10番地3 木村マンション
6	持分 11分の1 (亡) 舘 勇吉 法定相続人	
6-1	持分不明 舘 和江	不明 ただし、居所 アメリカ合衆国 ワシントン州 シアトル市 8番街通り北東 11050番地 200号
6-2	持分不明 表 安子	奈良県生駒市青山台117番地61
6-3	持分不明 舘 忠一	埼玉県さいたま市桜区大字神田572番地8
6-4	持分不明 羽原 吉子	広島県福山市瀬戸町大字地頭分32番地1 フジコーポ103
6-5	持分不明 舘 忠治	住民票の住所 埼玉県さいたま市西区大字中野林779番地45 居所 アメリカ合衆国 ワシントン州 シアトル市 8番街通り北東 11050番地 200号
7	持分 11分の1 (亡) 日野澤 つま子 法定相続人	
7-1	持分66分の3 日野澤 竹男	埼玉県八潮市大字大瀬329番地3 コーポクリエート102
7-2	持分66分の1 日野澤 仁美	埼玉県草加市青柳4丁目11番30-306号
7-3	持分66分の1 日野澤 学	埼玉県八潮市八潮六丁目13番地25
7-4	持分66分の1 伊部 恵美	埼玉県八潮市大字南川崎74番地11

番号	氏 名	住 所
8	持分 11分の1 館 勝四	神奈川県小田原市入生田212番地の2 後藤ハイツ301
9	持分 11分の1 館 勝弘	埼玉県秩父市上町二丁目12番7号 シティハイム103
10	持分 11分の1 館 ちさ子	不明 ただし、居所 アメリカ合衆国 テキサス州 オースティン市 スカイループ通り 100番地
11	持分 11分の1 菊池 克夫	青森県上北郡横浜町字吹越54番地299

公 営 企 業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年八月八日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 物品等の名称及び数量
大動脈内バルーンポンプ 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県病院局運営部管理課
青森市東造道二丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
令和四年七月十一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
株式会社シバタ医理科青森営業所
青森市南佃一丁目一四の一〇
- 六 契約金額
三千六百八十五万円
- 七 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第八号
- 八 契約の相手方を決定した手続
二度の入札に付したが落札者がなかったため、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格の見積りを行った者と随意契約により契約を締結したものである。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円